

(別紙) 審査基準

審査項目		審査内容	主な対応書類・項目
1. 基本的事項			
①	事業者としての適格性	・公募要領 3-1. の応募資格に記載の要件をすべて満たしているか。	・「申請様式等」>「申請者の概要」 ・企業概要(パンフレット)
②	財務的基盤	・補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財務的基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。 ・決算書又は決算書に相当する財務的基盤を示す書類において、安定的に事業を実施できるか。	直近の決算報告書
2. 事業の内容に関する事項			
2-1. 趣旨理解・目的との整合性			
①	背景理解	・これまで政府として施策が推進されてきた背景や社会課題、関連する産業界の動向を理解できているか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「4. 補助事業の目的」
②	事業参画に係る意義・目的	・本事業の実施趣旨を理解し、それに見合った適切な提案内容となっているか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「4. 補助事業の目的」
③	荷主企業・物流事業者双方への利点	・物流効率化を阻害する荷主企業側、物流事業者側それぞれの課題解決に資する先進的な取組であるか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「5. 補助事業の内容」 (2)
2-2. 実証計画・内容の妥当性			
①	目標設定	・実証事業の背景、意義、目的を踏まえて、適切かつ具体的な重要目標達成指標 (KGI) が設定されているか。 ・KGIを達成するために必要な取組の整理が行われ、具体的な重要業績評価指標 (KPI) が設定されているか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「5. 補助事業の内容」 (3)
②	スケジュール	・目標の達成に向けたマイルストーンと取組内容の流れが明確になっているか。 ・マイルストンの達成に向けた実現可能かつ妥当な取組実施スケジュールになっているか。 ・昨今の市場動向等の影響を見据えた計画が立てられているか。	・「申請様式等」>「実施スケジュール」
③	効果測定方法	・設備の導入による効果をどの様に測定するかが明確に決められているか。 ・適切に効果を測定できる環境、体制が整っているか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「5. 補助事業の内容」 (3)
④	監査対応	・公正明瞭に事業を推進するために、監査対応を適切に行う体制を整備しているか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「6. 補助事業の推進方法」 (1)
⑤	経費の妥当性	・事業を円滑に必要な経費が適切に含まれているか。 ・事業推進に不要と考えられる経費が計上されていないか。	・「申請様式等」>「積算内訳」
⑥	実証実施に向けた能力	・補助事業実施のための技術的能力が備わっているか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「6. 補助事業の推進方法」 (1)
2-3. 実証内容の投資効果・展開性			
①	他事業者への展開性	・他事業者においても導入が期待できる取組、技術であり、横展開が容易であるか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「5. 補助事業の内容」 (4)
②	期待される投資効果	・地域、業界などにおける物流効率化を牽引するモデルとなることが期待できるか。	・「申請様式等」>「提案書」 >「5. 補助事業の内容」 (4)
3. 加点項目			
①	事業規模	・事業計画書から、以下のいずれかの条件を満たしていると考えられる場合は加点。 ①類似事業に比べて事業規模が相対的に大きいこと。 ②十分な効果を上げるため、思い切った設備投資がなされていること。 ③十分な連携・実施体制を確保したうえで、必要十分な関係者を巻き込んだコンソーシアムと特に認められること。	・「申請様式等」>「提案書」 >「9. 加点項目の確認」 ◆事業規模
②	賃上げを表明している事業者	・以下いずれかの条件を満たした「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を事務局に提出している場合は加点。 ①補助事業者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額 (※)」を【中堅企業：3%・中小企業：1.5%】以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ②暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額 (※)」を【中堅企業：3%・中小企業：1.5%】以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額とする。」 ※中小企業等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。	・従業員への賃上げ計画の表明書